

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者

(従来の「経営業務管理責任者」)

<同一工種> ・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経営業務補佐経験6年

<他工種> ・役員等6年

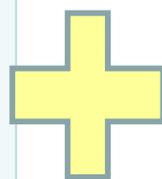
※ 上記の要件を緩和することについても今後検討

(2) 建設業の経営に関する経験又は 管理職の経験を通算5年以上有して いる者

<経験の拡大>

(3) 建設業以外の業種の経営に関する 経験を5年以上有している者

<対象業種の拡大>



○役員を補助する者の配置

…建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者等を役員の補助者として相応の地位に配置する

②適切な社会保険に加入していること

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。